



2025年1月17日

各 位

会社名 ビート・ホールディングス・リミテッド
(URL : <https://www.beatholdings.com>)
代表者名 最高経営責任者 (CEO)
チン・シャン・ファイ
(東証スタンダード市場 コード番号 : 9399)
連絡先 IR 室マネージャー
高山 雄太
(電話 : 03-4570-0741)

新株予約権の資金使途変更に関するお知らせ

当社は、2024年12月5日付開示資料「新株予約権の資金使途変更に関するお知らせ」（以下「2024年12月5日付開示資料」といいます。）にて、2024年2月19日付開示資料「第三者割当（デット・エクイティ・スワップ）による新株式及び新株予約権の発行、並びに主要株主及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」（以下「2024年2月19日付開示資料」といいます。）に記載の新株予約権（2024年4月30日発行、以下「本新株予約権」といいます。）の発行及び行使により調達した資金の使途を変更したことをお知らせいたしました。本日、当社は、現在の資金使途における投資対象を追加することを決定しましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 現在の資金使途及び追加する投資対象

2024年12月5日付開示資料に記載のとおり、現在の「具体的な使途」、「金額」及び「支出予定時期」は以下のとおりです。

	具体的な使途	金額	支出予定時期
①	Fame Rich の本支払対価の支払	621,804 千円	2024年12月
②	レン氏からの債務の支払	198,225 千円	2024年12月
③	運転資金	449,731 千円	2024年12月～ 2025年12月
④	投資目的での不動産の取得、及び企業・事業等への投資	1,068,045 千円	2024年12月～ 2025年12月
	合 計	2,337,805 千円	

また、2024年12月5日付開示資料にて、上記④「投資目的での不動産の取得、及び企業・事業等への投資」に、2024年2月19日付開示資料に記載の投資対象に、ロボティクス、特許を含むがこれに限定されない知的財産権、及び独自のコンテンツと知的財産権を所有する企業も投資対象として追加することをお知らせしました。

今般、当社は、上記④「投資目的での不動産の取得、及び企業・事業等への投資」の対象として、以下を追加することを決定いたしました。



(1) 特許及び独自のコンテンツに限定されない知的財産権の取得、又は当該知的財産権を保有する企業や事業体への投資、若しくは当該企業や事業体の取得。

(2) 仮想通貨及び／又はその Exchange Traded Funds（上場投資信託、以下「ETF」といいます。）への投資、並びに非代替トークン（Non-Fungible Token、以下「NFT」といいます。）及びミームコインに限定されない独自のトークンの作成又は運営、及び当該トークンに関連する知的財産権の取得。

(3) 仮想通貨の取引を行う取引所の構築・運営、又は当該取引所を構築・運営する企業や事業体への投資、若しくは当該企業や事業体の取得。

2. 投資対象を追加する理由

上記（1）については、現時点においては、主に上記（2）に記載の分野に関連した特許及び独自のコンテンツに限定されない知的財産権の取得などを想定しておりますが、今後、上記（2）以外の分野においても広く知的財産権を取得することを可能とするため追加いたしました。

上記（2）については、現在、ビットコインやイーサリアムなどの仮想通貨は、広く普及しており、その価値は短期的に上下するものの、長期的には上昇しております。また、2024年には、ビットコイン及びイーサリアムのETFが米国の証券取引委員会（SEC）において承認されております。こうした動向を受け、当社としても、仮想通貨及び／又はそのETFに投資し、当社の準備金として保有することを検討したいと考えております。また、現在、ブロックチェーン技術を適用し作成されるデジタル資産であるトークンも広く普及しており、当社グループは、従前より、ブロックチェーン技術に一定の知見を有しているところ、NFT及びミームコインに限定されない独自のトークンを作成又は運営すること、及び当該トークンに関連する知的財産権（例えば、当該NFTに使用する、まんが・コミック・アニメーションキャラクターの著作権等）を取得することも検討したいと考えております。

上記（3）については、仮想通貨及び／又はそのETFへの投資やその過程を通じて、仮想通貨の取引を行う取引所の構築・運営、又は当該取引所を構築・運営する企業や事業体への投資、若しくは当該企業や事業体の取得する機会を模索したいと考えております。

3. 今後の見通し

現時点において、上記変更による当社の経営及び業績等に与える影響はありませんが、今後公表すべき事象が発生、又は決定された場合には適時開示いたします。

以上

ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル（香港）リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンスを行っています。また、子会社の GINSMS Inc.（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV：GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及びサービスを提供しています。当社は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場（証券コード：9399）しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない開示資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。